

第 2 9 回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和 5 年 4 月 20 日 木曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第29回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年4月20日 木曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	2番 眞鍋 伸太郎
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 眞部 剛	推進委員 元木 博人
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 栄一	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 7名出席／10名	

4. 議事録署名人 9番 柴崎 陽 10番 大井 豊記

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長

小林 隆浩

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。本日、2番 眞鍋伸太郎 委員、推進委員 元木博人 委員、齋藤仁 委員、山田幸市 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局 長 それでは、ただいまから、第29回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 松本会長 挨拶 )

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人を指名いたします。  
9番 柴崎 陽 委員、10番 大井 豊記 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

係 長 ( 会務の報告 )

議 長 ただいまの会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

係 長 受付番号1番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は、字布才地〇〇番地 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が病気等で労力不足のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は〇筆で〇〇円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号2番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。

申請農地は、米田字米沢〇〇番 外〇筆 田で〇〇㎡、米田字村前乙〇〇番 外〇筆 畑で〇〇㎡、合計で〇〇㎡です。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は、賃借のため収穫後の11月に移転し、価格は全筆で〇〇円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号3番、譲渡人は〇〇さん、譲受人〇〇さん。

申請農地は、米田字米沢〇〇番 外〇筆 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が高齢化による経営縮小のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は全筆で〇〇円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号4番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。

申請農地は、立石田字北宅地甲〇〇番 畑で〇〇㎡です。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は2月定例会時の空き家等を含んだ〇〇円に畑〇〇㎡を含むこととなります。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号5番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。

申請農地は、勝原字西勝〇〇番 田で〇〇㎡です。申請事由としては、譲渡が遠隔地で耕作不能のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は10aあたり250,000円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは質疑に入ります。  
議案第 102 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 102 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

### 【農地法第 5 条関係】

議 長 次に議案第 103 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を  
審議いたします。事務局説明願います。

係 長 受付番号 1 番、設定人は〇〇さん、被設定人は〇〇さん、〇〇さん。  
申請農地は字布才地〇〇番 畑で〇〇㎡であります。移転時期及び価格は、  
許可日以降で、〇〇さんが設定人の親族であるため無償です。  
権利移転の理由ですが、一般住宅のため。工事着工及び完成は、許可日より  
令和 5 年 12 月 25 日であります。建築物の名称及び面積は、住宅〇〇㎡、駐  
車場〇〇㎡、通路・雪処理場・その他〇〇㎡、権利は使用貸借権設定であり  
ます。

受付番号 2 番、設定人は〇〇さん、被設定人は〇〇さん。  
申請農地は 字鹿島〇〇番 畑で〇〇㎡であります。移転時期及び価格は、  
許可日以降で、設定人は被設定人の親族のため無償です。  
権利移転の理由ですが、一般住宅のため。工事着工及び完成は、許可日より  
令和 5 年 10 月 31 日であります。建築物の名称及び面積は、住宅〇〇㎡、  
カーポート・ガレージ〇〇㎡、雪捨て場・駐輪場・通路・その他〇〇㎡。  
権利は使用貸借権設定であります。

受付番号3番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。

申請農地は富川字向川原上ノ切乙〇〇番 畑で〇〇㎡であります。

移転時期及び価格は、許可日以降で譲渡人と譲受人が親族であるため無償です。権利移転の理由ですが、農家住宅のため。工事着工及び完成は、許可日より令和6年3月31日であります。建築物の名称及び面積は、住宅・農業用倉庫〇〇㎡、駐車スペース〇〇㎡、雪捨て場〇〇㎡、権利は所有権移転であります。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号1番と2番については本名京子委員より、3番については眞部剛委員より報告願います。

本名委員 受付番号1番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年4月4日 午前10時から調査を行いました。出席者は、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所 企画部指導調整課、町農業委員会より、渡部稔 委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。

転用目的は、一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は周囲に塀を施工するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道に排水し、雨水は自然地下浸透させるため影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は東側を道路、西側を宅地と隣接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。また、北と南側を第三者の農地と接していますが、境界から十分に離して建物を建築するほか必要な被害防止策も講じるため、周辺農地への影響はありません。以上、ご報告いたします。

続いて受付番号2番について、令和5年4月7日 午前10時から調査を行いました。出席者は、設定人の〇〇さん、被設定人の〇〇さん、申請事務関係者の司法書士、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、町農業委員会より 渡部委員と私、事務局から後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。

転用目的は、一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地の周囲には既に土留めが施工されているため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道に排水し、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は東側を道路、それ以外を宅地と接しており、周辺に農地はないため、影響はありません。以上、ご報告いたします。

眞部委員 受付番号3番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年4月7日 午前10時30分から調査を行いました。出席者は、譲渡人の〇〇さん、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所 企画部指導調整課、町農業委員会より 松本吉弥委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。

転用目的は、農家住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は十分に転圧締めを行い、土砂流出を防止します。農業用排水施設への影響ですが、汚水は合併処理浄化槽により排水し、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は南北を宅地、東側を道路と接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。西側には農地が広がっていますが、建物の位置や高さから、日照等への影響はありません。以上、ご報告いたします。

議長 出席委員の報告が終わりました。  
それでは質疑に入ります。議案第103号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第103号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

## 農用地利用集積計画【利用権設定】

議長 次に議案第104号 農用地利用集積計画の決定について 審議いたします。  
本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
それではまず、受付番号 1 番から 63 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

係 長 受付番号 9 番の〇〇さんと〇〇さんの利用権設定ですが、所有者が亡くなっていることが判明したため、取り下げし審議をお願いしたいと思います。

議 長 それでは受付番号 9 番については取り下げということで審議お願いいたします。それではまず、受付番号 1 番から 63 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 1 番から 63 番まで原案のとおり決定いたします。次に、受付番号 64 番から 272 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

— 〇〇委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 64 番から 272 番は原案のとおり決定いたします。

— 〇〇 委員 着席 —

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、受付番号 273 番を議題といたします。本件については、○○委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、○○委員は退席願います。

— ○○委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 273 番は原案のとおり決定いたします。

— ○○委員 着席 —

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、受付番号 274 番から 281 番を議題といたします。本件については、○○委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、○○委員は退席願います。

— ○○委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 274 から 281 番は原案のとおり決定いたします。

— ○○委員 着席 —

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。  
これをもちまして、議案の審議を終了いたします。

### 【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と  
したいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 101 号から第 102 号について、事務局より説明を求めます。

事 務 局 報告第 101 号は 9 件の届出がありました。詳細については相続案件ですので  
省略いたします。

### 【合意解約について】

事 務 局 合意解約した件について報告いたします。82 ページの 4 件であります。解約  
の理由については、全て借受人変更のためです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 29 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 30 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 5 年 4 月 2 0 日

議 長 \_\_\_\_\_  
( 松本 吉弥 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 9 番 柴崎 陽 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 10 番 大井 豊記 )